

平成24年4月13日

住宅セーフティネット基盤強化推進事業（サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業）を実施する者の選定について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業）を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成24年3月21日～平成24年3月30日

<提案者及び審査結果>

提案者：1者（一般社団法人すまいづくりまちづくり連合会及び一般社団法人高齢者住宅推進機構 ※連盟）

審査結果

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	<ul style="list-style-type: none">・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。	○
(2) 技術能力に関する要件	<ul style="list-style-type: none">・インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。・事業を的確に遂行する体制を有すること。	○
(3) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力に関する要件	<ul style="list-style-type: none">・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○

一般社団法人すまいづくりまちづくり連合会及び一般社団法人高齢者住宅推進機構により提出された企画提案書の審査の結果、補助対象事業者に求める（1）から（3）までの要件を満たしていること等から、同者を住宅セーフティネット基盤強化推進事業（サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業）を実施する者として選定した。